

## 高齢者調査にご協力ください

町では、地域福祉計画を策定し、各種の福祉事業を推進しているところです。

高齢社会を迎え、高齢者の孤立防止の取り組みがますます重要となっており、各団体の協力のもと見守り体制の強化を図っています。

本年も、5月～7月を中心に高齢者の実態等を把握するため、区域担当民生委員児童委員に高齢者調査を依頼しています。

本調査で調査表にご記入いただいた個人情報、緊急時等の対応に活用するものであり、他用途に利用することはありません。

民生委員児童委員が調査に訪問した際は、ご協力をお願いします。

※本調査の対象は、65歳以上のみの世帯の皆さまです。(今年度65歳になる方も含みます。)

■問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

## 65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護保険料は、3年ごとの介護保険事業計画において見直す仕組みになっており、第6期計画の施策等を推進するうえで必要な介護サービス費用の見込み額を、高齢者人口の増加、介護報酬改定、介護施設整備計画などから算定しました。また、国の指針に基づき被保険者の負担能力に応じた所得段階区分、負担割合を設定しました。

### ▼第6期介護保険料基準額

月額 5,020円  
 (改正前 4,050円)  
 年額 60,200円  
 (改正前 48,600円)

所得段階区分		負担割合	平成27・28年度	負担割合	平成29年度
			年額		年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金等収入額が80万円以下	0.45	27,100円	0.30	18,000円
第2段階	世帯全員が非課税で第1段階に該当しない	前年の合計所得金額＋課税年金所得が120万円以下	39,100円	0.40	24,100円
第3段階		上記以外	45,100円	0.70	42,100円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税	前年の合計所得金額＋課税年金所得が80万円以下	54,200円	0.90	54,200円
第5段階		上記以外	60,200円	1.00	60,200円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額120万円以下	72,300円	1.20	72,300円
第7段階		前年の合計所得金額120万円以上190万円未満	78,300円	1.30	78,300円
第8段階		前年の合計所得金額190万円以上290万円未満	90,300円	1.50	90,300円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上	102,400円	1.70	102,400円

## 平成27年度介護保険制度改正のお知らせ

- 平成27年4月から変更
- ①介護報酬改定に伴い、サービスを利用した時に支払う金額が変更になります。(利用者負担は全体的に減。介護報酬改定率マイナスイナス2・27%)
- ②介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変更になります。
- 原則、要介護3以上の方が対象となりますが、現に入居されている方は引き続き入居。やむを得ない理由がある方は要介護1や2でも申し込みができます。
- 平成27年8月から変更
- ①一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割になります。
- ②高額介護サービス費の上限額に、「現役並み所得者」が新設されます。
- ③高額医療・高額合算制度の限度額が変わります。(70歳未満の人のみ変更)
- ④低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります。配偶者が住民税課税の場合、または預貯金等が一定額を超える場合、食費・居住費の補助はありません。
- ※②と③は所得に応じて限度額が決まられており、所得がある方の上限額を引き上げます。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係  
 ☎72-6910